

船舶事故調査報告書

平成28年6月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年3月12日 06時30分ごろ
発生場所	兵庫県南あわじ市門崎南方沖 門崎灯台から真方位165° 1,900m付近 （概位 北緯34° 13.5′ 東経134° 39.9′）
事故の概要	漁船金力丸は、西南西進中、また、漁船第二清運丸は、えい網しながら南南東進中、両船が衝突した。 第二清運丸は、船長が負傷し、左舷中央部の破口等を生じ、また、金力丸は、右舷船首部に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年3月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 金力丸、8.5トン HG2-8516（漁船登録番号）、個人所有 14.65m (Lr) × 3.28m × 1.16m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、平成16年5月25日 B 漁船 第二清運丸、4.9トン HG3-36186（漁船登録番号）、個人所有 10.95m (Lr) × 3.06m × 1.15m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和62年11月2日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年3月3日 免許証交付日 平成22年9月22日 （平成28年3月2日まで有効） B 船長B 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 平成23年10月3日 （平成28年12月21日まで有効） 甲板員B 男性 43歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年11月28日 免許証交付日 平成23年12月7日 (平成29年11月27日まで有効)</p>
死傷者等	<p>A なし B 重傷 1人(船長B)</p>
損傷	<p>A 右舷船首部に破口等 B 左舷中央部に破口及び操舵室、漁労設備に損壊等</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、いかなご2そうびき網漁を行う目的で、網船2隻と船団を組み、平成27年3月12日06時10分ごろ南あわじ市福良港を出港し、同市有^{あり}ノ^き木鼻南東方沖の待機場所に向かった。</p> <p>船長Aは、06時25分ごろ、船団長の合図により、他の探索船と共に門崎南方沖の漁場に向けて約24ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で西南西進中、右舷船首方にB船を認めた。</p> <p>船長Aは、右舷方を同航中の他船団の探索船とGPSプロッターの画面を交互に見ていたところ、B船との距離が約400mに接近したものの、約100mに接近したところで避航するつもりでいたので、少し時間があると思い、右舷方の探索船の動向を見た。</p> <p>A船は、船長Aが、06時30分ごろ前方を見たところ至近にB船を認め、スロットルレバーを下げて右舵を取ったものの、門崎南方沖において、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突し、B船に乗り上げた。</p> <p>船長Aは、船長B及び甲板員BをA船に移乗させた。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、1回目の底びき網漁を行った後、門崎南方沖に移動して、06時25分ごろ2回目の投網を行った。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、投網中、南あわじ市釣島鼻南西方沖を、門崎南方沖の漁場に向けて航行中のA船ほか3隻の探索船を認めた。</p> <p>B船は、船長Bが、操舵室で椅子に腰を掛けて操船を行い、甲板員Bが、左舷船尾側のブルワークに座り、約2knの速力でえい網を行いながら、手動操舵により南南東進した。</p> <p>甲板員Bは、A船が約100mに接近しても避ける様子が見えなかったため、大声を出しながら黄色い合羽を振った。</p> <p>B船は、船長Bが、甲板員Bの声を聞き、操舵室を出たところ、至近にA船を認めたが、どうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、A船の網船に移乗し、福良港に運ばれ、救急車により病院に搬送され、外傷性くも膜下出血及び両側上腕打撲等と診断され</p>

	<p>た。</p> <p>A船の網船の乗組員は海上保安部に本事故発生の通報を行った。</p> <p>A船は、機関室に浸水が認められたので、船長A及び甲板員Bが僚船に移乗し、福良港までえい航された。</p> <p>B船は、衝突して約4分後、右舷側に傾斜して転覆した後、A船の網船により福良港までえい航され、サルベージにより引き起こされた後、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故前日と同じ漁場に早く行こうと思い、他の探索船の動向が気になっていた。</p> <p>船長Bは、探索船が本事故海域の漁場に向けて航行しているのは分かっていたが、いつもえい網中のB船を航行中の船舶が避けてくれたので、本事故当ても避けてくれると思っていた。</p> <p>甲板員Bは、航行中の船舶がえい網中のB船を約100mに接近してから、避けることもあったので、本事故当時、A船を時折見ていた。</p> <p>B船は、黒色の鼓形形象物を掲げ、網口に開口板を取り付けた底びき網を長さ約300mのワイヤでえい網していた。</p> <p>B船は、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じていなかった。</p> <p>船長A、船長B及び甲板員Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、門崎南方沖を西南西進中、船長Aが、B船を船首方約400mに見たものの、B船を避航するまで少し時間があると思い、右舷方の探索船の動向を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、B船を避ける時機を逸し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故前日と同じ漁場に早く行こうと思い、右舷方を同航していた探索船の動向が気になっていたものと考えられる。</p> <p>B船は、門崎南方沖において、えい網しながら南南東進中、船長B及び甲板員Bが釣島鼻南西方沖に接近するA船を認め、A船の動向に注意していた甲板員Bが、A船がB船を避けずに接近してきたので、大声を出しながら黄色い合羽を振ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、門崎南方沖において、A船が西南西進中、B船がえい網しながら南南東進中、船長Aが、B船を避航するまで少し時間があると思い、右舷方の探索船の動向を見ていて見張りを適切に行っていなかったため、B船を避ける時機を逸し、両船が衝突したことにより発</p>

	生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 長さ12m未満の船舶は、汽笛及び号鐘を備えない場合、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じ、えい網中であっても、他船が接近して衝突のおそれがある場合には、余裕のある時期に注意喚起を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

